

## ◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です。

### ◆歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

### ◆保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

### ◆歯科外来物価対応料について

昨今の物価高騰（歯科医療資材、光熱費等の負担増）に対応し、歯科外来における診療体制を維持・強化するため、厚生労働省の定める施設基準に基づき、初診時および再診時に「歯科外来物価対応料」を算定させて頂いております。

## ◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

### ◆電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

当院は、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、より質の高い歯科医療を提供するため、以下の体制を整えています。

#### オンライン資格確認システムの活用

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認（マイナ保険証）を行う体制を有しており、受診された患者様の診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用して診療を行います。

#### 電子的診療情報連携の実施

電子資格確認等システムを通じて取得した診療情報を、適切な歯科診療を行うために診察室や処置室等において閲覧・活用できる体制を整備しています。

#### 電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスの導入（予定）

国の進める医療DXの取り組みに合わせ、電子処方箋の発行および電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を順次整備していきます。

#### 明細書の無料発行

医療の透明化および患者様への情報提供の観点から、会計時に診療報酬の算定項目が細かく分かる「個別の明細書」を無料で発行しております。

※正確な情報を取得・活用し、より安全な医療を提供するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

### ◆初診料(歯科)の注1に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬に適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

### ◆歯科外来診療医療安全対策加算Ⅰ

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

### ◆歯科外来診療感染対策加算Ⅰ

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

## ◆口腔機能実地指導料

当院は、お子様からシニアの方までのお口の機能（食べる・飲み込む・話すなど）を維持・改善するための「口腔機能実地指導料」の施設基準を満たしています。厚生労働省が指定する適切な研修を修了した歯科衛生士が在籍しており、歯科医師の指示のもと、患者様一人ひとりのお口の状態に合わせた専門的なトレーニングや実地指導を行う体制を整えております。

## ◆歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者様に、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI撮影）機器を設置している医療機関と連携しています。

## ◆口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

## ◆う蝕歯無痛的高洞形成加算

無痛のレーザー機器を用いて、充填のためのう蝕の除去及び窩洞形成を行っています。

## ◆歯科技工士連携加算Ⅰ、Ⅱ

患者様の補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

## ◆光学印象

歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が在籍し、光学印象に必要な機器を有しております。

## ◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

## ◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

## ◆口腔管理体制強化加算

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能の管理を含むもの）、高齢者の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。患者様にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行います。（以下、緊急時の連携医療機関）

連携先医療機関

川口市立医療センター

☎ 048-287-2525

## ◆在宅療養支援歯科診療所Ⅰ

訪問診療に際し歯科医療面から支援できる体制等を確保し、連携医療機関や支援事業者や病院歯科と連携しています。

連携先医療機関

川口市立医療センター

☎ 048-287-2525

## ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

当院では、質の高い歯科医療を安定して提供できるよう、歯科衛生士、歯科助手、受付をはじめとする医療従事者の処遇改善（賃上げ）に積極的に取り組んでいます。これに伴い、厚生労働省の定める施設基準に基づき「外来在宅ベースアップ評価料」を算定しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

◆**当院では、介護保険を適用しております。**

## ◆居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。（以下、参照ください）

## 重要事項説明書 兼利用申込書（居宅療養管理指導）

居宅療養管理指導サービスの開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下の通りです。

### 1. 事業所の概要

事業所名称	さかいばし歯科医院
代表者氏名	院長 渡辺裕介
事業所所在地及び連絡先	川口市安行領根岸 3321-1 WARMANSION II 1F TEL 048-286-6480 携帯 080-2219-6554
事業所番号	1130204867
本事業所の職員体制	歯科医師（常勤2名）スタッフ（常勤3名・非常勤3名）
営業時間	平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00
営業しない日	水曜日・祝日

### 2. 事業の目的と運営方針

目的…要介護者または要支援状態にあり、歯科医学的な管理が必要と認められた方に、当事業所が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

運営方針…①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

②医療、福祉サービスを提供する機関はもとより、緊急時対応を円滑に行うため、近隣医療機関及び専門医療機関との密接な連携に努めます。

### 3. サービスの内容

歯科医師または歯科衛生士が訪問し、利用者に対して行う計画的・継続的な歯科医学的管理を基に、必要な情報提供を介護担当者および医療担当者へ行います。

また、利用者もしくはその家族に対し、必要に応じて指導及び助言を行います。

サービスの提供にあたっては懇切丁寧を心がけ、わかりやすく説明いたします。

### 4. 利用料（介護保険） 在宅の場合は居宅療養管理指導料が介護保険の適用となります。

(1) 歯科医師による居宅療養管理指導：

① 単一建物居住者1人に対して行う場合（1回につき）：517単位（月2回まで）

② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合（1回につき）：487単位

(2) 歯科衛生士等による居宅療養管理指導料：

① 単一建物居住者1人に対して行う場合（1回につき）362単位（月4回まで）

② 単一建物2人以上9人以居住者下に対して行う場合（1回につき）：326単位

(3)交通費：利用者の実費負担となることがあります。（駐車場代等）

サービス内容に関する相談窓口 連絡先 さかいばし歯科医院 TEL048-286-6480

### 事故発生時の対応

サービス提供中に事故等の発生時は、利用者に対する応急処置、医療機関への輸送等の措置を講じます。

以上、当事業所は居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、重要事項説明義務に基づきサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業所名称】

さかいばし歯科医院

【代表者氏名】

院長 渡辺裕介

重要事項説明書に基づく説明を受け、居宅療養管理指導サービスの提供に同意して利用申し込みいたします。

令和 年 月 日 【利用者・代理人 住所】

該当者に○【利用者・代理人 氏名】